第5期 雲南市農業委員会第26回総会議事録

1. 日 時 平成28年8月25日(木) 13:30~14:22

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(33名)

1番	渡部洋一	2番	髙尾茂通	3番	岡田康弘	4番	竹内 勉
5番	片寄健治	6番	日野一夫	7番	鳥谷悦雄	8番	高橋敬二
9番	永井尚二	10番	周藤寛洲	11番	藤原修至	12番	橋本 博
13番	松原利廣	15番	青木征温	16番	内部武雄	20番	中西康一
21番	嘉本輝雄	22番	渡部満憲	23番	鶴原能也	24番	廣澤幸博
25番	錦織邦男	26番	岡田 伸	27番	持田明典	28番	川上蘆求
29番	山本裕子	30番	高島幹雄	31番	陶山直利	32番	小田久義
33番	藤原 好	34番	山本博子	35番	宇都宮敏章	36番	石橋義明
37番	加藤一郎						

- 4. 欠席委員(4名) 14番 高田 耕 17番 柳原昌広 18番 白築 進 19番 白築美雄
- 5. 事務局又は説明者
 事務局長 長妻英文
 統括主幹 女鹿田比文

 主 幹 白築 香 主 幹 大塚雄彦
- 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第159号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第160号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第161号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第162号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に ついて

7. 議事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。
	ご起立ください。
	一同互礼。
	ご着席ください。
議長	ただ今の出席委員は33名であります。
	定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第26回総会を開会いたします。

発信者	議 事 録 要 旨
議長	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
	議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、15番 青木征温委員、16
	番の内部武雄委員を指名します。
議長	
	事務局より説明を求めます。
事 数日	【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】
事務局	・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
	・田畑転換届出の受理について
	・農地法第4条第1項第8号(施行規則第32条第1号)届出書(農業用施設用地
	転用届)の受理について
	・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について
	・会議等の報告事項について
	・会議等の予定について
議長	以上で諸報告を終わります。
	それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。
	なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。
	質問はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
* F	11年20年 20年20年 11年2日 11年2
議長	日程第3、議案の上程を行います。 それでは最初に、「議第159号 農地法第3条の規定による許可申請につい
	て」を議題とします。
	事務局より説明を求めます。
	(中4万/円より配り) とれいなり。
事務局	議案書5ページ「議第159号 農地法第3条の規定による許可申請について」説
	明します。
	6ページをご覧下さい。5件の申請が出ております。
	申請番号1番
	○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は 260 ㎡です。権利の種別
	は3条の有償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さん、申請事由は、「農地まで距

離があり、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。

土地代は10アール当たり195,000円です。確認は○○委員さんです。

事務局

申請番号2番

〇〇町〇〇 \triangle 人一 \triangle 、地目は登記簿、現況とも畑で面積は 438 ㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇県〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の \triangle \triangle \triangle さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。畑の管理が大変で無償でも処分したいということでした。確認は〇〇委員さんです。

要

旨

申請番号3番

○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は321 ㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、申請事由は、「申請地近隣の譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。高齢で耕作が困難になったため農地のすぐ隣に居住されている譲受人に無償で譲渡するということです。確認は○○委員さんです。

申請番号4番

○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は 204 ㎡です。権利の種別は 3条の無償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、申請地近隣の譲受人に譲渡する。」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。高齢で耕作が困難になったため農地のすぐ隣に居住されている譲受人に無償で譲渡するということです。確認は○○委員さんです。

申請番号5番

○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は 11 ㎡です。権利の種別は 3条の有償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望により譲渡する。」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。土地代は10アール当たり 4,500,000 円です。確認は○○委員さんです。

以上、5件については「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明を終わります。

ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。

発信者	議事録要旨
	(無しの声あり)
議長	ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第159号 農地法第3条の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第159号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請の とおり許可することに決定いたしました。
議長	次に、「議第160号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」 を議題とします。 事務局より説明を求めます。
事務局	議案書8ページ、「議第160号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」説明をいたします。 9ページをご覧ください。5件の申請が出ております。申請番号1番 ○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況 畑 で、面積は合計182㎡です。申請人は、○○市○○町の□□□□さん、転用目的は駐車場で、駐車区画6台分を建設されます。転用の理由は、○○神社参拝者用駐車場が不足しており、新たに駐車場用地を確保する必要が生じたためです。2種農地で農用地除外申請が出され平成28年7月20日に許可が出ています。確認は○○委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。
	とができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

○○町○○△△-△、地目は登記簿 現況 ともに畑で、申請面積は9.9 m²です。

申請番号2番

発信者 議 事 録 要 旨

事務局

申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地です。墓碑1棟を建築されます。転用理由は、現在の墓地は自宅から少し離れており墓地への往来及び永代管理が困難であるためとのことです。農用地 区域外で、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。

申請番号3番

○○町○○△△-△、外1筆、地目は登記簿 現況 ともに畑、面積は合計 26.99 ㎡です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は遠方の山中にあり、参道も崩壊し今後の維持管理が困難であるため申請地に移転したい。また墓地周囲を管理地として整地したい。」とのことです。農用地除外申請が出されており、平成28年7月20日に許可が出ています。確認は○○委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。

申請番号4番

○○町○○△△-△、外 1 筆、地目は登記簿 畑、 現況 宅地、面積は合計 331 ㎡です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は宅地拡張、農業用施設、墓地及び管理地で、墓碑 1 棟農業用倉庫 1 棟を建築されます。転用理由は、「庭の整備及び農業用倉庫を建設する。また墓地を新規に建設し、周囲に進入路などの墓地管理地を設けたい。」とのことです。始末書が出ており「平成 7 年頃宅地の改修に併せ庭として整地してしまった」とのことです。農用地 区域外で、確認は○○委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号 1 番に同じです。

申請番号5番

○○町○○△△-△、地目は登記簿 田 現況 畑 、面積は合計 8.99 ㎡です。 申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑 1 棟を建築されます。 転用理由は、「現在の墓地は自宅から遠い山中にあり、維持管理が大変なので自宅近く の申請地へ移設して管理をしたい。」とのことです。

農用地除外申請が出されており、平成28年7月20日に許可が出ています。確認 は○○委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。

以上、5件の申請についてご審議をお願いいたします。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。

3番

3番○○です。4番の案件について始末書が出ておりますので説明させていただきます。申請人のお父さんがこの春に亡くなられ墓地が必要となり、家の近くで畑として使っておられる土地があり手続きしたところ、すでに農地の一部が宅地として整備されていたことが発覚したという事案です。図面では30ページです。申請者としてもずいぶん前のことであり状況がかわらず、きちんとなっているものと今日まで思っていたが、わからなかったこととはいえ大変申し訳ないことをしましたとの申請者の

発信者	議事録要旨
3番	コメントがあっております。ご審議よろしくお願いします。
議長	他に補足説明はありませんか。 無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑 はありませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第160号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意 見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第160号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。
議長	次に、「議題161号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」 を議題とします。 事務局より説明を求めます。
事務局	議案書11ページ「議第161号 農地法第5条の規定による許可申請について」 説明します。 12ページをご覧ください。 申請番号1番
	○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は114 ㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さん、譲受人は○○町○○の宗教法人△△代表役員△△△△さんです。転用目的は墓地で、墓地8棟を建設されます。転用理由は、「現在の檀家の墓地が不足し、強い要望により申請地を譲り受け、△△の墓地を設置したい。」ということです。平成28年7月20日に農用地除外の許可が出ており、土地代は無償、確認は○○委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しまし
	た。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の

土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」

に該当すると考えます。

事務局

申請番号2番

○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は 428 ㎡です。権利の種別は 所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、譲受人は○○町○○の制△△代 表取締役△△△△さんです。転用目的は個人住宅で、住宅1棟 68.40 ㎡、駐車区画 4 台分を建築されます。転用理由は、「今回申請地を譲り受け、住宅を新築したい。」と いうことです。農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に指定されておりま す。土地代は10アール当たり 9,345,000 円、確認は○○委員さんです。農地区分は 「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、 第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。

申請番号3番

○○町○○△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は32.49 ㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、譲受人は○○町○○の△△△さんです。転用目的は墓地及び管理地で、墓地1棟を建設されます。転用理由は、「現在墓地がないので、申請地を譲り受け、墓地及び墓地管理地を新設したい。」ということです。農用地区域外で、土地代は10アール当たり3,078,000円、確認は○○委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。

申請番号4番

○○町○○△△-△外2筆、地目は登記簿 田・現況 砂利採取、面積は合計 3,284 ㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は○○町○○の□□□□□さん、○○町○○の□□□□さん、□□□□さんです。借受人は○○町○○の㈱△△代表取締役△△△△さんです。転用目的は岩石採取事業で、工事用道路及び表土仮置き場として利用されます。転用理由は、「現在、更新中である岩石採取事業に伴い、場内への進入路として、申請地を借り受けて工事用道路及び表土置場として利用する。」ということです。農用地区域外で、賃借料は10アール当たり80,000円、期間は2年、確認は○○委員さん、○○委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は「農地法施行令第18条第1項第1号イの「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当すると考えます。

申請番号5番

○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 53 ㎡です。権利の種別は 所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、譲受人は○○町○○の△△△△ さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画 7 台分を建設されます。転用理由は、「現在、 隣地において美容・理容の店舗で営業を行っているが、駐車場が少ないので拡張した い。」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定されてお ります。土地代は10アール当たり 34,528,000 円、確認は○○委員さんです。農地区 分、許可条項は先ほどの2番と同じであります。

以上5件の案件、ご審議をお願いします。

発信者	議 事 録 要 旨
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。
議長	1,000 ㎡を超える案件は補足説明をお願いします。
27番	27番○○です。申請番号4番の件ですが、更新ということで承っており妥当と判断しました。わたしが委員になる前から採掘許可を出しておられます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	他に補足説明はございませんか。無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はありませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第161号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意 見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第161号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。
議長	次に、「議題162号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
事務局	議案書15ページ「議第162号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。 16ページをご覧ください。 今回の案件は〇〇町1件、〇〇町1件の計2件申請されております。 この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の

内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。

ご審議よろしくお願い致します。

発信者	議 事 録 要 旨
議長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこと
	とします。
	14時20分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。
	(休憩)
議長	会議を再開します。
	先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。
	○○町より順次発表願います。
9番	9番○○です。○○町1件、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
00平	
28番	28番○○です。○○町1件、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議長	ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございません
HJ20 20	か。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
	次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。
	お諮りいたします。
	「議第162号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につ
	いて」は申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第162号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承
	認について」は申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。
議長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。
事務局	ご起立下さい。
尹 伤问	- こ起立下さい。 - 一同互礼。
	ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	次にその他事項に入ります。
	【その他事項】
	(1) 農地の利用状況調査(農地パトロール)について
	(2) 農業委員視察研修について
	(3) 次期農業委員の選任について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員